

委員会提出議案第4号

国直轄事業負担金に係る意見書

公共事業に係る国直轄事業の負担金の在り方については、地方分権改革推進委員会において廃止・縮減等の抜本の見直しが必要との認識が示されているところであり、今般の追加経済対策においても、地域活性化のための公共事業が盛り込まれるとともに、地方負担を軽減する方策も講じられていることなどから、4月24日には、「直轄事業の縮減」、「透明性の確保・充実」や「負担金のあり方の見直し」などに係る緊急の基本的な考え方も示されたところです。

また、国及び地方の財政が厳しさを増す中で、負担金の在り方をめぐる議論が地方からも提示され、全国知事会と関係府省との意見交換も行われているところです。

以上のことから、政府においては、こうした地方の声に重きを置き、下記の点について、速やかに直轄事業制度の見直しを行うよう強く要請します。

記

- 1 市民への説明責任を果たすためにも、これまでの直轄事業に係る内訳明細を積極的に開示し、負担金の経費内訳とその積算根拠を詳細に地方自治体へ情報開示すること。また、直轄事業制度の透明性を確保するためにも、国と地方が対等な立場で協議し、地方の意見が反映されるような仕組みを構築すること。
- 2 維持管理費に係る負担金については、維持管理に責任を負う者が負担することが原則であり、早期に廃止すること。
- 3 整備費に係る負担金についても、国と地方の役割分担を明確にして直轄事業の範囲を最小限のものに限定するとともに、地方の受益と負担の観点から必要な検討と廃止を含めた制度の根幹を見直すこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成21年7月9日提出

さいたま市議会総合政策委員会

委員長 桶本大輔